

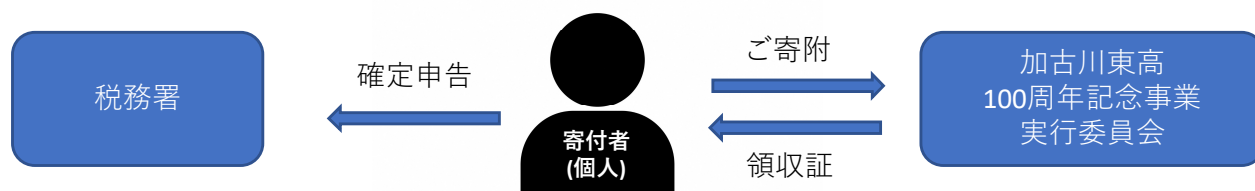
兵庫県立加古川東校100周年記念事業 寄附金はふるさと納税の対象です

法人の場合は、寄附額の全部が支出した事業年度に損金として計上できます。

この寄附金は、大阪国税局長から令和4年6月15日付けの大局課二法（審二）第33号により、国又は地方公共団体に対する寄附金に該当する旨の確認を受けています。
また、この寄附金により建設される施設は、兵庫県に採納されることについて証明を受けており、個人住民税の寄附金控除（ふるさと納税）の対象となります。

＜個人が寄附する場合は下記を参照下さい＞

寄附金控除（ふるさと納税） 所得税と住民税が減税されます



ふるさと納税を行うと、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除されます。

（寄附額全額が控除される上限は、寄附される方の所得・家族構成により異なります。）

※兵庫県ホームページより抜粋

（例1）年収500万円の給与所得者（独身または共働きの場合）

61,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である59,000円（61,000円-2,000円）が所得税と住民税から控除されます。

（例2）年収700万円の給与所得者（夫婦と子ども2人（大学生と高校生）の場合）

66,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である64,000円（66,000円-2,000円）が所得税と住民税から控除されます。

※1 「共働き」は、寄附をされる方本人が配偶者（特別）控除の適用を受けていないケースを指します。
（配偶者の給与収入が201万円超の場合）

※2 「夫婦」は、寄附をされる方の配偶者に収入がないケースを指します。
（ふるさと納税を行う方本人が配偶者控除を受けている場合）

※3 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。

※4 上記の例は、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除をうけていない給与所得者のケースとなります。
年金収入のみの方や事業者の方、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けている給与所得者の方の控除額上限は表とは異なりますのでご注意ください。

※5 社会保険料控除額について、給与収入の15%と仮定しています。

以下の詳細は総務省ホームページをご活用ください

・給与収入、家族構成ごとの控除額の目安・寄附金控除額の計算シミュレーション・ふるさと納税など個人住民税の寄附金税制について

※個人が寄附金控除を受けるためには、確定申告を行っていただく必要があります。

確定申告の寄附先の所在地は「兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号」

寄附先の名称欄には「兵庫県」と書きください。

なお、寄附額がふるさと納税の自己負担額2,000円の上限を超えている場合でも、総所得の40%までは所得控除でき、税率分の所得税が減税されます。